



はじめに

食は、私たちが健康で豊かな生活を送るうえで欠かすことのできない大切なものです。食の安全を確保することは、県民の皆さまの暮らしを守るうえで極めて重要な課題であり、県では「高知県食の安全・安心推進条例」を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

この条例に基づき、これまで、第1次計画（平成19年度～平成23年度）、第2次計画（平成24年度～平成28年度）及び第3次計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

その結果、農薬の適正使用の進展などによる生産段階における安心安全の確保、法令に基づく監視指導による適正な食品表示の確保、危機管理体制の強化と定着化など、一定の成果をあげることができました。

一方で、食中毒事件の発生や食品表示の偽装問題など、食の安全・安心を脅かす事案は依然として後を絶たず、県民の皆さまの食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。また、制度改正等により、食品関連事業者や消費者を取り巻く環境についても様々な変化をしてきております。

そこで今回、近年の食品安全上の情勢を踏まえて、第4次計画を策定いたしました。

この第4次計画においては、「1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「2 食品に関する正確な情報の提供」、「3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」の3つを柱とし、各施策や取り組みを推進してまいります。

また、特に、次の4つを重点項目といたしまして、これからの5年間において集中的に取り組むを進めることといたしました。

- 1 環境保全型農業の推進
- 2 「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の推進
- 3 食品表示に関する普及啓発
- 4 リスクコミュニケーションの推進

安全で安心できる食生活の実現に向けましては、消費者、食品関連事業者、行政を含めた関係団体の三者が、それぞれの責務や役割を果たし、互いに緊密に連携しながら取り組みを進めていくことが大変重要になります。

県民の皆さまにおかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました高知県食の安全・安心推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました県民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和4年4月

高知県知事 濱田 省司

目 次

第1章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第3次計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 食の安心をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 食の安全・安心推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割・・・・・・・・8
- 4 第4次計画における重点取組・・・・・・・・9
- 5 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
 - (1) 生産段階における安全・安心の確保
 - ① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給・・・・・・・・14
 - ② 安全・安心な畜産物の生産及び供給・・・・・・・・16
 - ③ 安全・安心な水産物の生産及び供給・・・・・・・・17
 - ④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査・・・・・・・・19
 - (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
 - ① 「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の推進・・・・・・・・22
 - ② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導・・・・・・・・23
 - ③ 食中毒予防・・・・・・・・24
 - ④ 流通食品の検査・・・・・・・・25
 - (3) 消費段階における安全・安心の確保・・・・・・・・26
 - (4) 県民からの相談等による立入調査等・・・・・・・・26
 - (5) 認証制度の推進・・・・・・・・27
 - (6) 調査研究等の推進・・・・・・・・30
- 2 食品に関する正確な情報の提供
 - (1) 適正な食品表示の確保
 - ① 食品表示の監視指導・・・・・・・・31
 - ② 食品表示に関する普及啓発・・・・・・・・33
 - (2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用・・・・・・・・34
 - (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供・・・・・・・・34
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
 - (1) 危機管理体制の強化・・・・・・・・35
 - (2) 食育の推進・・・・・・・・36
 - (3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援・・・・・・・・39
 - (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解・・・・・・・・41
 - (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働・・・・・・・・42

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53